

米沢市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

山形県米沢市

◆◆目次◆◆

第1章 計画の概要	1
1.1 背景と目的	1
1.2 計画の位置付け	2
1.3 本市の公共施設等に関する取組	2
1.4 計画期間	2
1.5 対象施設	3
1.6 計画策定体制	4
第2章 公共施設等の現状及び将来の見通しと保有総量の削減目標	5
2.1 公共施設等の現状と課題	5
2.2 公共施設を取り巻く現状と将来の見通し	96
2.3 公共施設等の保有総量の削減目標	104
第3章 公共施設等の管理に関する基本方針	110
3.1 現状や課題に関する基本認識	110
3.2 公共施設等の管理に関する基本原則	111
3.3 公共施設等の管理に関する実施方針	113
第4章 施設分類ごとの管理に関する実施方針	118
4.1 市民文化系施設	119
4.2 社会教育系施設	122
4.3 スポーツ・レクリエーション施設	124
4.4 産業系施設	127
4.5 学校教育系施設	128
4.6 子育て支援施設	132
4.7 保健・福祉施設	134
4.8 行政系施設	138
4.9 公営住宅	140
4.10 その他	141
4.11 インフラ施設	143
4.12 下水道施設	147
4.13 企業会計施設	148
第5章 公共施設等の一体的なマネジメントの推進方策	150
5.1 公共施設等総合管理計画のフォローアップ	150
5.2 推進体制の構築	150
5.3 市民との情報共有・合意形成の推進	157
第6章 資料編	158

第1章 計画の概要

1.1 背景と目的

国においては、公共施設等¹の老朽化対策が大きな課題となっており、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

このような国の取組から、地方公共団体においても、厳しい財政状況が続く中で、人口減少等により公共施設等の利用需要の変化に対処する必要があるとされ、平成26年4月22日付「公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について」の総務省通知により、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請を受けました。

本市においても、昭和40年代の高度経済成長期に建設された文化会館や市営体育館など大規模の建物が築後50年を迎え、更新が必要とされる築後60年を一斉に迎えるほか、昭和60年代から平成初期のバブル期前後に建設された愛宕小学校や浄水管理センターなどの多くの建物が築後30年の大規模改修が必要な時期と重なるため、更新費用等の増加に伴う財源の捻出が課題となっています。併せて、人口減少や少子高齢化の進展により、税収の減少や社会保障費の増加が見込まれることから、公共施設の維持・更新等の財源確保が困難になることが予測されます。

以上を踏まえ、本市が保有している建物系施設²、インフラ施設³を含めたすべての公共施設等(以下「公共施設等」という。)について、総合的な視点から現状を把握・分析し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うとともに、財政負担の軽減・平準化を図り、持続的な行政経営を推進するために、公共施設等総合管理計画を策定しました。

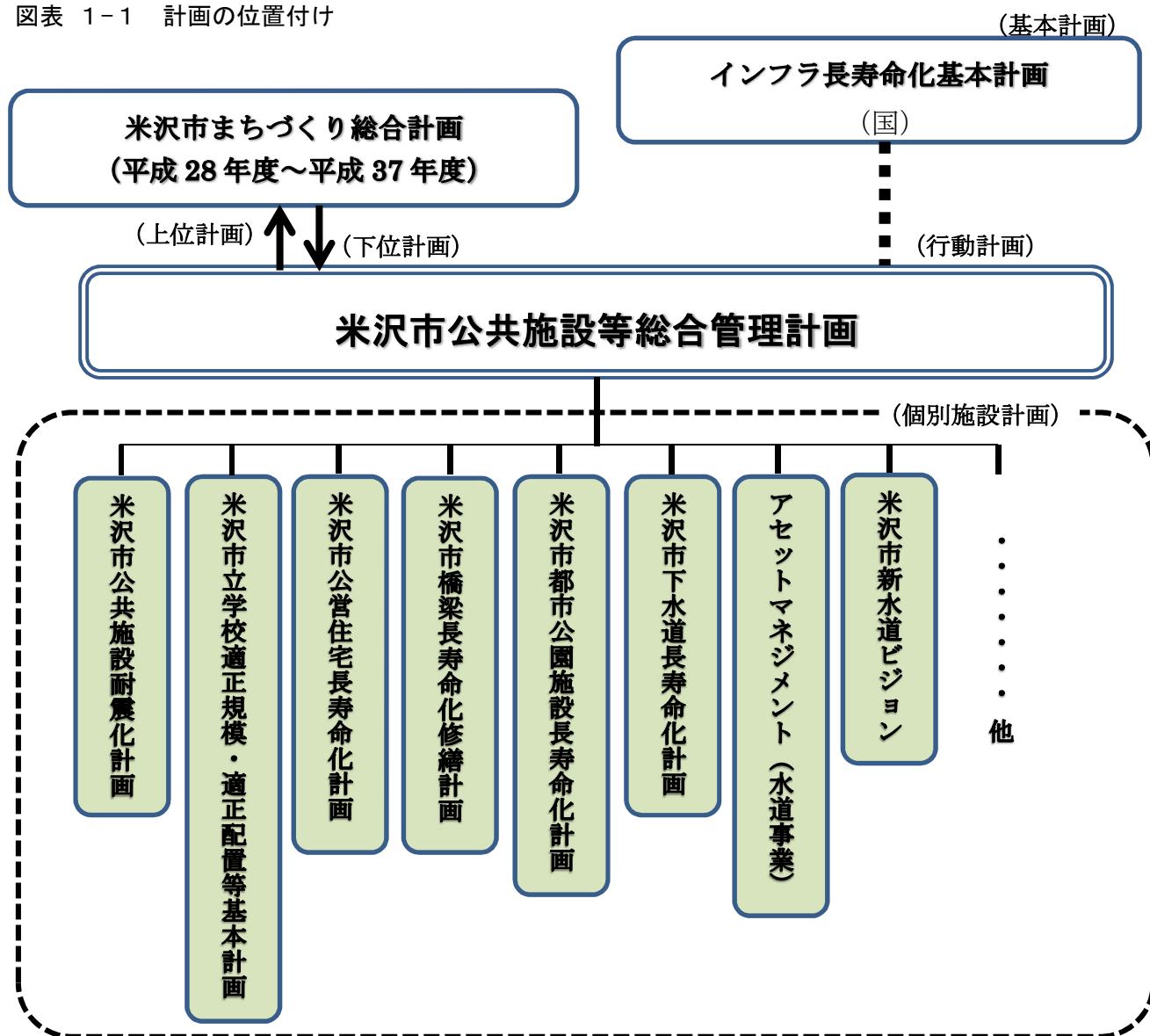
¹ 公共施設等：公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいいます。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設(上水道、下水道等)、プラント系施設(廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等)等も含む包括的な概念です。(参考：総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針(H26.4.22)」)

² 建物系施設：公共施設等のうち、ハコモノ(市民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ施設、産業系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、行政系施設、市営住宅等)の他、供給処理施設(浄水管理センターなど)、上下水道施設、その他施設等をまとめて「建物系施設」とします。

³ インフラ施設：インフラストラクチャー(Infrastructure)の略。道路や橋りょう、上下水道管渠等をいいます。

1.2 計画の位置付け

図表 1-1 計画の位置付け



※個別施設計画は平成29年度以降 米沢市公共施設等総合管理計画で定めた方針を基に適宜見直し

1.3 本市の公共施設等に関する取組

- 平成26年10月 米沢市公共施設白書の公表（議会への報告、市ホームページ等）
- 平成27～28年度 固定資産台帳整備（地方公会計制度の取組）
- 平成29年3月 公共施設等総合管理計画の策定

1.4 計画期間

計画期間は、平成28年度（2016年度）～平成67年度（2055年度）までの40年間のシミュレーションを基に、「公共施設等の保有総量の削減目標」を勘案した平成28年度（2016年度）～平成47年度（2035年度）までの20年間とします。（「2.3 公共施設等の保有総量の削減目標」参照）

1.5 対象施設

米沢市公共施設白書に含まれていない、インフラ施設（道路・橋りょう・公園・上下水道管渠）や公営企業会計の施設も含めた 141 施設を対象とします。ただし、建物系施設については延床面積が 50 m² 未満の施設は原則として対象外とします。（平成 28 年 3 月 31 日現在）

図表 1-2 対象施設分類一覧

No	施設大分類	施設中分類	施設数	区分
1	市民文化系施設	集会施設	20 施設	建物系施設
		文化施設	3 施設	
2	社会教育系施設	図書館	1 施設	
		博物館等	2 施設	
3	スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	14 施設	
		レクリエーション・観光施設	3 施設	
4	産業系施設	産業系施設	4 施設	
5	学校教育系施設	学校(小学校)	26 施設	
		学校(中学校)	10 施設	
6	子育て支援施設	幼保・こども園	2 施設	
		幼児・児童施設	5 施設	
7	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	1 施設	
		障害者福祉施設	1 施設	
		児童福祉施設	1 施設	
		保健施設	1 施設	
8	行政系施設	庁舎等	1 施設	
		消防施設	2 施設	
9	公営住宅	公営住宅	12 施設	
10	その他	その他(行政財産)	9 施設	
		その他(普通財産)	10 施設	
11	インフラ施設	道路	698,325 m	インフラ施設
		橋りょう	306 本	
		公園	179 か所	
		下水道管渠	328,955 m	
		上水道管渠	483,733 m	
12	下水道施設	下水道施設(建物系)	4 施設	建物系施設
13	企業会計施設	上水道施設(建物系)	6 施設	
		病院施設	3 施設	

1. 6 計画策定体制

▼庁内検討体制（内部検討）

- ・庁内検討委員会（市 部長級）
- ・ワーキング委員会（市 係長級）
- ・行政経営市民会議

▼外部検討体制

米沢市行政経営市民会議条例に基づいて意見を聴取する。

〔条例の抜粋〕

第 2 条 市民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本市の行政経営全般に関し、意見を述べること。

図表 1-3 計画策定体制

